

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（平成 27 年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	1	1,738	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」（平成 27 年 4 月 1 日現在）による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。

(注) 3 平成 27 年 4 月 1 日現在の所得割超過税率採用団体
夕張市 6.5%（平成 19 年度から） 豊岡市 6.1%（平成 21 年度から）

(注) 4 平成 27 年 4 月 1 日現在の所得割標準税率未満採用団体
名古屋市 5.7%（平成 24 年度から）

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,500 円)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	1	1,738	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。

(注) 2 平成 27 年 4 月 1 日現在の均等割超過税率採用団体
夕張市 4,000 円（平成 19 年度から） 横浜市 4,400 円（平成 21 年度から）

(注) 3 平成 27 年 4 月 1 日現在の均等割標準税率未満採用団体
名古屋市 3,300 円（平成 24 年度から）

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (9.7%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団 体	合 計
		9.8% ～10.5%	10.6% ～11.3%	11.4% ～12.0%	12.1%				
人口 50 万以上の市	2	—	—	—	5	5	21	28	
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	93	3	9	4	244	260	148	501	
人口 5 万未満の市	73	5	5	3	158	171	17	261	
町 村	553	7	12	16	311	346	29	928	
合 計	721	15	26	23	718	782	215	1,718	
構 成 比	42.0%	0.9%	1.5%	1.3%	41.8%	45.5%	12.5%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団 体	合 計
			50,100 円～ 54,900 円	55,000 円～ 57,900 円	58,000 円～ 59,900 円	60,000 円				
人口 50 万以上の市	1	21	1	—	—	5	6	—	28	
人口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	375	—	1	—	124	125	1	501	
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261	
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928	
合 計	1	1,340	1	2	—	373	376	1	1,718	
構 成 比	0.1%	78.0%	0.1%	0.1%	0.0%	21.7%	21.9%	0.1%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円				
人口 50 万以上の市	1	21	1	—	—	5	6	—	28	
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	368	—	2	—	130	132	1	501	
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261	
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928	
合 計	1	1,333	1	3	—	379	383	1	1,718	
構 成 比	0.1%	77.6%	0.1%	0.2%	0.0%	22.1%	22.3%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	132	133	1	501
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,331	1	2	—	382	385	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.2%	22.4%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	132	133	1	501
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,331	1	2	—	382	385	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.2%	22.4%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	365	—	1	—	134	135	1	501
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	365	—	1	—	134	135	1	501	
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261	
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928	
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718	
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	365	—	1	—	134	135	1	501
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	365	—	1	—	134	135	1	501
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	1	20	1	—	—	6	7	—	28
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	365	—	1	—	134	135	1	501
人口 5 万未満の市	—	189	—	—	—	72	72	—	261
町 村	—	755	—	1	—	172	173	—	928
合 計	1	1,329	1	2	—	384	387	1	1,718
構 成 比	0.1%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.1%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	29	100.0	—	—	—	29	100.0	16
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	461	92.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	36	7.2	497	100.0	221
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	36	7.2	497	100.0								
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	214	81.1	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	47	17.8	264	100.0	167
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.1			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	50	18.9	264	100.0								
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	862	92.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	52	5.6	929	100.0	320
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	67	7.2	929	100.0								
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,566	91.1	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	135	7.9	1,719	100.0	724
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	18	1.0			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
小計	153	8.9	1,719	100.0								

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。